

2024年5月30日  
株式会社 JTB  
代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

### 公正取引委員会からの排除措置命令について

本日、公正取引委員会より、青森市が発注する新型コロナウイルス軽症者患者移送業務に関して独占禁止法に違反したとして、排除措置命令を受けましたのでお知らせいたします。

お客様、お取引先の皆様ならびに関係する皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。  
今回の命令を真摯に受け止め、今後、コンプライアンスに関する取り組みを強化し、早期の信頼回復を目指し、再発防止の徹底に努めてまいります。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

- (1) 青森市が指名競争入札の方法により発注した令和4年度新型コロナウイルス軽症者患者移送業務について他の事業者との合意が消滅していることを取締役会で決議すること
- (2) 今後、他の事業者との相互間において、又は他の事業者と共同して、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うことを取締役会で決議すること
- (3) 命令に関する措置について他の事業者および青森市に通知し、かつ、従業員に周知徹底させること
- (4) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定および自社の従業員に対する周知徹底をすること

#### 2. 当社の対応

- (1) 公正取引委員会の立入検査後、違反行為の終了を確認いたしました。
- (2) 社長自ら、全役員・従業員に対して、談合の根絶を宣言し、社長をトップとする対策本部を設置し、公正取引委員会の調査に全面的に協力するとともに、外部の専門家による独占禁止法遵守に関する研修を実施したほか、再発防止のための行動指針や社内規程等を整備いたしました。
- (3) 全役員・従業員およびグループ全体に向けて、改めてコンプライアンス遵守のための教育を実施してまいります。
- (4) 内部監査・社内通報制度の見直しを行い、牽制機能を強化してまいります。

以上